

(別紙)

## 対ニュージーランド輸出牛肉の取扱要綱

(作成日：平成26年3月28日)

(最終改正日：平成29年3月17日)

### 1 目的

本要領は、ニュージーランド向けに輸出される牛肉（以下「対ニュージーランド輸出牛肉」という。）について、日本の衛生当局により発行された衛生証明書の添付が求められていることから、その発行手続等を定めるものである。

### 2 対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等の要件

以下の（１）又は（２）いずれかの要件に適合すること。

- （１）「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定について」（平成2年5月24日付け衛乳第35号厚生省生活衛生局長通知）の別紙「対米輸出食肉を取り扱うと畜場等の認定要綱」（以下「対米認定要綱」という。）に基づく認定と畜場等（以下「対米認定と畜場等」という。）であること。
- （２）「対EU輸出食肉の取扱いについて」（平成25年3月29日付け食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長通知）の別紙「対EU輸出食肉の取扱要綱」（以下「対EU取扱要綱」という。）に基づく認定と畜場等（以下「対EU認定と畜場等」という。）であること。

### 3 対ニュージーランド輸出牛肉の要件

以下の要件に適合すること。

- （１）次のいずれかの要件に適合するものであること。
  - ア 対米認定と畜場等でとさつ、解体及び分割され、対米認定要綱に基づく衛生要件等を満たし、米国向けに輸出可能な製品であること。
  - イ 対EU認定と畜場等でとさつ、解体及び分割され、対EU取扱要綱に基づく衛生要件等を満たし、EU向けに輸出可能な製品であること。
- （２）内臓を含まないこと。
- （３）個体識別番号により、日本において2001年11月1日以降に生まれ、日本において飼育されたことが確認できる牛由来であること。

### 4 衛生証明書の発行事務等

#### （１）検査申請

対ニュージーランド輸出牛肉取扱と畜場等において、牛肉をニュージーランドに輸出するために牛をとさつ・解体及び分割しようとする者は、あらかじめと畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号）第7条に定める検査申請書のほか、別紙様式1による申請書を管轄する食肉衛生検査所に提出する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）により申請を行

う場合にあつては、別添によることとする。

## (2) 輸出牛肉に関する食肉衛生証明書の発給等

ア 食肉衛生検査所は、検査に合格し上記3の要件を満たした牛肉に対して、当該牛肉の輸出時に別紙様式2による食肉衛生証明書（以下「食肉衛生証明書」という。）を発行する。なお、食肉衛生証明書へ署名する者は、対米認定要綱又は対EU取扱要綱（以下「要綱等」という。）4（4）イに基づき署名者として指名された指名検査員が行うものとする。

イ 検査に合格した食肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であつて、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行する。

ウ 食肉衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所に保管する。

エ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する食肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。

オ 申請者は、牛肉の輸出に当たり食肉衛生証明書の原本を添付するものとする。

カ 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、都道府県等において適切に管理する。

キ 厚生労働省は、必要に応じて、食肉衛生証明書及び関連書類について確認することとし、その場合にあつては、食肉衛生検査所は迅速に当該書類を提出すること。

## 5 不正の防止基準

不正を防止するため、以下の事項について食肉衛生検査所が管理すること。

- (1) 検査に合格した枝肉等に押印する検印及び容器包装の封印シールについては、要綱等別添4第1の1（1）に基づき承認を受けたものを使用すること。
- (2) 検印及び封印シールの保管・管理については、要綱等別添4第1の2（（1）及び（2）のうち、保管台帳の写しの厚生労働省への届出に係る部分及び（3）を除く。）に基づき管理すること。

## 6 表示事項

輸出牛肉の梱包には次の事項を表示すること（英語）。

- (1) 獣畜の種類及び部位名
- (2) 製造者名及び所在地
- (3) 原産国名
- (4) 認定番号
- (5) 保存方法
- (6) 処理年月日
- (7) 製品ロット番号

(別添)

## 電子メール又は NACCS による食肉衛生証明書の発行申請手続

### 1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

食肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別紙様式 3 に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を、書面にて対米認定と畜場等又は対 EU 認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所長又は保健所長あてに提出すること。

- ①輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ②一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所又は保健所で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③輸出先国・地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食肉を輸出しようとする都度、電子メール又は NACCS を利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別紙様式1 検査申請書様式)

年 月 日

都道府県知事

殿

保健所設置市長

申請者 住所

氏名

印

法人にあつてはその名称、所在地、及び  
代表者氏名

食 肉 検 査 申 請 書

対ニュージーランド輸出牛肉につき、検査を受けたいので下記のとおり申請いたします。

(1) とさつ しょう とする 年月日	(2) と 体 番 号	(3) 性別	(4) 品種	(5) 月 齢	(6) 出生 の年 月日	(7) 特徴	(8) 産地	(9) 個体識 別番号	(10) 生産者 氏 名

(11) 販売先住所・氏名

(12) と畜場及び食肉処理場名称

(13) 仕向け地

(14) 積み荷記号

JAPAN MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

DEPARTMENT OF FOOD SAFETY  
INSPECTION AND SAFETY DIVISION

NO. \_\_\_\_\_  
FORM-1 (1/10)

CERTIFICATE FOR BOVINE MEAT PRODUCTS  
EXPORT FROM JAPAN TO NEW ZEALAND

Official Meat-Inspection Certificate for Fresh Meat  
食肉衛生証明書

Name of the certificate issuing authority

証明書発行機関名 \_\_\_\_\_ Date 日付 \_\_\_\_\_

Address of certificate issuing authority

証明書発行機関所在地 \_\_\_\_\_

I, undersigned, being a Government Officer of Japan or a veterinarian accredited to provide export certification on behalf of the Government Veterinary Service of Japan, certify with respect to the bovine meat products identified in this Official Meat-Inspection Certificate for Fresh Meat that:

1. The bovine meat products do not contain offal.
2. The bovine meat products are derived from animals that passed ante-mortem and post-mortem veterinary inspection at the time of slaughter.
3. The bovine meat products are sound and fit for human consumption.
4. The products were processed in establishments operating in accordance with the law of Japan for items intended for human consumption.
5. The premises in which the fresh bovine meat was processed operates in accordance with official regulations and under the supervision of Japanese competent authority.
6. The fresh bovine meat is derived from bovine animals that have been born, reared, slaughtered and processed in Japan.
7. Cattle from which the fresh bovine meat destined for export was derived were not subject to a stunning process, prior to slaughter, with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or to a pithing process.
8. The bovine meat products are eligible for export to the United States of America and/or to the European Community from Japan.

日本国政府の獣医官もしくは、日本国獣医当局の代わりに輸出証明の認定を受けた獣医師として、本証明書に記載される食肉に関して以下を証明する。

1. 当該牛肉は、内臓を含まないこと。
2. 当該牛肉は、とさつ時に生体検査及びとさつ後検査に合格した動物から得られたものであること。
3. 当該牛肉は、健全で食用に適していること。
4. 当該牛肉は、食用として、日本の法律に従い生産されたものであること。
5. 当該牛肉を生産した施設は、日本の法規則に従い、日本当局の監督の下で業務を実施していること。
6. 当該牛肉は、日本で生まれ、飼養され、とさつ、処理された牛由来であること。
7. 当該牛肉は、とさつに先だて、器具を用いた頭蓋腔への圧縮空気もしくはガスを注入する方式を用いたスタンニング工程又は、ピッシングが行われていないこと。
8. 当該牛肉は、日本から米国向け及び／又は欧州連合向け輸出に適格であること。

Kind of product \_\_\_\_\_  
食肉の種類

Species of livestock  
derived from \_\_\_\_\_  
獣畜の種類

Number of pieces  
or containers \_\_\_\_\_  
数量

Weight (kg) \_\_\_\_\_  
重量

Name and address of consignor  
荷送り人名及び住所 \_\_\_\_\_

Name and address of slaughterhouse  
と畜場の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

Name and address of cutting plant  
食肉処理場の名称及び所在地 \_\_\_\_\_

Establishment number 認定番号 \_\_\_\_\_

Destination 仕向地 \_\_\_\_\_

Means of transport 輸送方法 \_\_\_\_\_

Shipping marks 積荷マーク \_\_\_\_\_

Name and address of consignee  
荷受け人名及び住所 \_\_\_\_\_

Signature of official veterinarian 署名 \_\_\_\_\_

Name of official veterinarian 名前 \_\_\_\_\_

(別紙様式3 食肉輸出計画書)

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申出者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその所在地、名称、及び  
代表者氏名

食肉輸出計画書

平成〇〇年度の食肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mail アドレス：

2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量